

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が  
令和3年4月1日から施行・適用されています。

溶接ヒュームの濃度の測定が新たに義務化されました。

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令・特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正しました。

以下の措置が必要になります。（裏面スケジュール参照）

- (1) 全体換気装置による換気等（特化則第38条の21第1項）
- (2) 溶接ヒュームの測定、その結果に基づく呼吸用保護具の使用 及びフィットテストの実施等（特化則第38条の21第2項～第8項）
  - ① 溶接ヒュームの濃度の測定等（測定等告示※第1条）
  - ② 換気装置の風量の増加その他の措置（特化則第38条の21第3項）
  - ③ 呼吸用保護具の選択の方法（測定等告示第2条）
  - ④ フィットテストの方法（測定等告示第3条）
- (3) 掃除等の実施（特化則第38条の21第9項）
- (4) 特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条、第28条）
- (5) 特殊健康診断の実施等（特化則第39条～第42条）

当協会の労働衛生コンサルタント（作業環境測定士）が  YouTube で法改正と溶接ヒュームの濃度測定のポイントをくわしく解説しています。



規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。</li> <li>※測定を行った場合、「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。</li> </ul>				溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～)				換気風量の増加その他必要な措置 (4/1～)			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。</li> <li>・令和4年4月1日以降、特化則と粉じん則に基づく防じんマスクについては、いずれか防護性能の高い方を使用しなければなりません。</li> </ul>				再度の溶接ヒュームの濃度測定 (4/1～)				呼吸用保護具の選択・使用 (4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任									フィットテストの実施 (4/1～)			
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置									選任義務 (4/1～)			
									実施義務 (4/1～)			

(金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ 厚生労働省パンフより抜粋)

## 有害物ばく露防止対策補助金のご案内

溶接ヒューム濃度の測定を行う事業者には、費用の一部を支援する補助金が交付されます。交付対象となる事業主、補助の概要や申請方法等の詳細は厚労省 HP からご確認ください。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000789195.pdf>

お問合せ先 神奈川県予防医学協会 環境科学部

[kankyoushou@yobouigaku-kanagawa.or.jp](mailto:kankyoushou@yobouigaku-kanagawa.or.jp)

TEL. 045-773-6444 / FAX. 045-775-3185



たしかめましょう健康  
公益財団法人 神奈川県予防医学協会